

会議案第1号

議会広報特別委員会の設置について

士幌町議会委員会条例第5条の規定により、次のとおり議会広報特別委員会を設置するものとする。

令和7年5月13日

士幌町議会議長 河口 和吉

- | | |
|------------|---------------------------------|
| 1 特別委員会の名称 | 議会広報特別委員会 |
| 2 設置の目的 | 議会広報の公正な発行を期するため、編集方針及び内容の審査を行う |
| 3 特別委員の定数 | 5名 |
| 4 設置の期間 | 令和7年5月13日から令和9年4月30日 |
| 5 閉会中の審査 | 委員会は閉会中も審査を行う |
| 6 審査結果の報告 | 委員会は、設置期間中審査結果の報告を省略する |